

市営葬儀委託業者要件等

(委託業者要件)

市営葬儀の委託を行う業者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- ① 交野市に法人として過去5年以上本店、支店又は営業所を設置していること。
- ② 過去5年以上継続して自ら主体となって葬祭業を営み、年間20件以上の葬儀執行の実績があること。
- ③ 仏式、神式、キリスト教式等の葬儀実績があること。
- ④ 市営葬儀に使用しうる仏式、神式、キリスト教式等の祭壇を所有し、且つ、葬儀執行に足りる設備器材及び人員を有すること。
- ⑤ 交野市葬儀条例及び葬儀条例施行規則その他関係法令を厳守し、市の指示通りに葬儀を執行できること。
- ⑥ 災害に起因する多数の死者が一時的・集中的に発生した場合において、市の依頼に基づき火葬用品の調達・火葬場の手配及び遺体の搬送など協力すること。
- ⑦ 委託契約において暴力団等の排除に関する法令に反しないこと。

(葬儀場所)

市営葬儀の執行できる場所は、交野市内の次の各所とする。

- ① 自宅
- ② 寺院等
- ③ 各地区の会館
- ④ 各地区の集会所

(葬儀執行者)

死亡者が交野市民であるか若しくは、葬儀を執り行う者が交野市民であること。

(委託期間)

市営葬儀の委託期間は、1年間とする。

(葬儀の規格等)

市営葬儀規格のオプションの利用は、利用者と委託業者との直接の契約において執り行う。

(委託標識)

- ① 市は、委託の証しとして、標識を業者に交付する。
- ② 委託業者は、標識を市内店舗の見易い箇所に掲げること。
- ③ 委託業者は、廃業、委託の取消し、若しくは委託の停止があったときは、標識を速やかに返納すること。

(委託業者の取消)

葬儀委託業者が次の事項に該当する場合は、委託業者を取り消すものとする。

- ① 市営葬儀指定業者の名義を他に譲渡し、又は転貸したとき。
- ② 委託を受けた業務を逸脱した行為をしたとき。
- ③ 委託を受けた業務を自ら主体となって執行しなかったとき。
- ④ 市長が不相当と認めたとき。

(その他)

- ① 葬儀委託は、複数業者とする。
- ② 葬儀委託額は、市の提示した価格（別紙交野市市営葬儀仕様書に示す額）とする。
- ③ 市営葬儀の標準葬・略式葬は、市営葬儀申込者の選択により選ばれた業者と市が契約する。
- ④ 交野市市営葬儀仕様書に記載するオプションについては、各オプション規格の価格により、市営葬儀申込者と委託業者との直接契約により執り行う。
- ⑤ 同オプションにないものについては、市営葬儀申込者と委託業者との直接契約により執り行う。ただし、祭壇について規格以外の追加は認めない。
- ⑥ 業者オプションについては、簡素低廉な葬儀を旨とし、葬儀規格に準ずるものとする。また、必要以上に業者オプションの申込を強要しないこと。
- ⑦ 市営葬儀申込者に対し、本市作成のパンフレット「市営葬儀のしおり（火葬場一覧を含む）」を配布すること。